

議第146号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年11月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第3備考以外の部分中

野 球 場			円	円
			3,390	2,050
テ ニ ス コ ー ト			2,050	1,640
野 球 場			2,670	1,640
野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
野 球 場			2,670	1,640
野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
テ ニ ス コ ー ト			2,050	1,640
野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640
野 球 場			3,390	2,050
球 技 場			2,670	1,640
野 球 場			2,670	1,640
第 1 球 技 場			2,670	820
第 2 球 技 場	1 面		2,160	720

第 3 球 技 場		1 時間	1,740	510	を
運動場兼ソフトボール場			2,670	820	
テ ニ ス コ ー ト			920	720	
テ ニ ス コ ー ト			2,050	1,640	
野 球 場			2,670	1,640	
野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640	
テ ニ ス コ ー ト			2,050	1,640	
野 球 場			2,670	1,640	
テ ニ ス コ ー ト			2,050	1,640	
球 技 場			3,600	2,570	
野 球 場 兼 運 動 場			2,670	1,640	
野 球 場			3,390	2,050	

野 球 場	1 面	3,390 ^円	2,050 ^円
テ ニ ス コ ー ト		2,050	1,640
野 球 場		2,670	1,640
野 球 場 兼 運 動 場		2,670	1,640
野 球 場 兼 運 動 場		2,670	1,640
野 球 場		2,670	1,640
野 球 場 兼 運 動 場		2,670	1,640
テ ニ ス コ ー ト		2,050	1,640
野 球 場 兼 運 動 場		2,670	1,640
野 球 場		3,390	2,050

球 技 場	全 面	1 時 間	5,340	3,280	に改める。
	半 面		2,670	1,640	
	ミニコート1面		1,500	1,000	
野 球 場	2,670		1,640		
第 1 球 技 場	2,670		820		
第 2 球 技 場	2,160		720		
第 3 球 技 場	1,740		510		
運動場兼ソフトボール場	2,670		820		
テ ニ ス コ ー ト	920		720		
テ ニ ス コ ー ト	2,050		1,640		
野 球 場	2,670		1,640		
野 球 場 兼 運 動 場	2,670		1,640		
テ ニ ス コ ー ト	2,050		1,640		
野 球 場	2,670		1,640		
テ ニ ス コ ー ト	2,050		1,640		
球 技 場	3,600	2,570			
野 球 場 兼 運 動 場	2,670	1,640			
野 球 場	3,390	2,050			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市都市公園条例の規定は、この条例の施行

の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

吉祥院公園球技場の使用単位及び利用料金の上限額を変更する必要がある
ので提案する。